

逗子フォト運用ポリシー

平成 29 年 12 月 1 日
改定 令和元年 7 月 26 日

(目的)

1. この運用ポリシーは、逗子フォトの運用に際し、必要な方針を定めるものである。

(逗子フォトの目的)

2. 逗子フォトは、まちの記憶として次世代に残したい写真資料を、「市民の共有財産」として保存、活用し、市民の地域に対する愛着を高めることを目的とする。

(管理体制)

3. 逗子フォトの運用管理に関する責任者（以下「運用責任者」という。）は、企画課長とし、本ポリシーに基づき逗子フォトの運用及び保有する情報が適切に扱われるよう、統轄的に管理監督する。また、運用責任者の指示のもと、事務を行う者として、企画課広聴広報係職員を充てる。

(写真提供者からの受領方法)

4. 逗子フォトに掲載する写真を提供する者（以下、「写真提供者」という。）は、「逗子フォト登録票」（第 1 号様式及び第 2 号様式）に必要事項を記入し、写真とともに、逗子市企画課広聴広報係まで申し込むこととする。

(掲載の可否について)

5. 4. の提供があった場合、以下に該当する画像については掲載を行わない。
 - ① 特定の個人が識別可能な状態で写っているもの
 - ② 第三者の著作権等の知的財産権を侵害するもの
 - ③ 公序良俗に反し不適切と判断されるもの

(登録内容の修正)

6. 写真提供者から提供写真の削除申入れがあった場合、運営責任者は速やかに画像を削除し、申請時の「逗子フォト登録票」にその旨記録する。

(公開写真の利用について)

7. 逗子フォトで公開している写真は、次の①～⑤の場合を除き、個人（任意団体を含む）、法人、商用、非商用問わず無料で利用できるものとする。その場合は「提供 逗子市」ま

たは「逗子フォトより」と記載するものとする。

- ① 公序良俗に反する目的での利用
- ② 写真のイメージを損なうような批判的・攻撃的・差別的・性的・過激な利用
- ③ 反社会的勢力や違法行為に関わる利用
- ④ 素材自体をコンテンツ・商品として再配布・販売
- ⑤ その他逗子市が不適切と判断した場合

(適用)

8. 本ポリシーは、平成 29 年 12 月 1 日から適用する。

(一部改定)

9. 本ポリシーの一部を改定し、令和元年 7 月 26 日から適用する。